

兵庫県公報

平成19年7月31日 火曜日 第1897号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	1
○県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	2
○平成19年度地籍調査事業計画（同）	2
○保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○漁船保険の付保義務の発生（水産課）	3
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○同 上（同）	3
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	4
○道路の供用開始（同）	4

公 告

○私立各種学校の廃止認可（教育課）	5
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	5
○大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	5
○大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	6

公安委員会告示

○平成16年兵庫県公安委員会告示第45号（指定講習機関の指定）の一部改正	7
○警備員指導教育責任者講習の実施	7
○警備業法に基づく直接検定の実施	9
○平成4年兵庫県公安委員会告示第82号（指定講習機関の指定）の一部改正	10

収用委員会告示

○収用の裁決手続開始決定	10
--------------	----

病院局公告

○入札公告（県立がんセンター）	15
-----------------	----

告 示

兵庫県告示第820号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
中筋土地改良区	平成19年7月10日

~~~~~

**兵庫県告示第821号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成19年7月17日に定めたので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事 業 名       | 地 区 名     | 縦 覧 の 期 間                   | 縦 覧 の 場 所 |
|-------------|-----------|-----------------------------|-----------|
| 経営体育成基盤整備事業 | 神 代 南 地 区 | 平成19年7月31日から<br>同 年 8月20日まで | 南あわじ市役所   |

**兵庫県告示第822号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成19年度の地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成19年7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域             | 調 査 期 間                |
|-----------|---------------------|------------------------|
| 三木市       | 三木市のうち吉川町畠枝及び吉川町上荒川 | 平成19年7月から<br>平成20年3月まで |
| 篠山市       | 篠山市のうち泉、佐貫谷及び般若寺    | 同 上                    |

**兵庫県告示第823号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成19年7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 保安林予定森林の所在場所

神崎郡神河町南小田字榎谷1574、1574の1から1574の4まで、1574の19から1574の23まで、1575、1575の1、1576、1576の1

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、中播磨県民局地域振興部姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第824号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成19年7月31日から発生する。

平成19年7月31日

兵庫県知事 井戸 敏三

津名加入区

#### 兵庫県告示第825号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年7月31日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 作業種類

公共測量（都市計画図作成）

2 作業期間

平成19年7月10日から平成20年3月15日まで

3 作業地域

加古川市全域

#### 兵庫県告示第826号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、香寺町土師土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年7月31日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 作業種類

公共測量（土地区画整理、出来形確認測量）

2 作業期間

平成19年7月10日から平成20年1月31日まで

3 作業地域

姫路市香寺町土師

#### 兵庫県告示第827号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年7月31日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年7月31日から2週間、阪神北県民局県土整備部三田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月31日

兵庫県知事 井戸 敏三

| 道 路 の 種 類<br>路 線 名 | 道 路 の 区 域 |    |                 |               |    |
|--------------------|-----------|----|-----------------|---------------|----|
|                    | 区 間       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
|                    |           |    |                 |               |    |

|             |                                        |   |                  |       |  |
|-------------|----------------------------------------|---|------------------|-------|--|
| 県道<br>福住三田線 | 三田市東本庄字六瀬2289番3から<br>同市四ッ辻字黒鉢1095番29まで | 旧 | 5.0から<br>10.0まで  | 472.0 |  |
|             |                                        | 新 | 9.0から<br>11.0まで  | 472.0 |  |
| 県道<br>黒石三田線 | 三田市天神2丁目2951番1から<br>同市天神2丁目2950番1まで    | 旧 | 16.0から<br>36.0まで | 46.0  |  |
|             |                                        | 新 | 16.0から<br>49.0まで | 46.0  |  |

**兵庫県告示第828号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年7月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年7月31日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月31日

兵庫県知事 井戸 敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                  |    |                 |              |    |
|--------------|----------------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                                     | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>姫路上郡線  | 赤穂郡上郡町与井字大倉163番4から<br>同郡同町大持字川田190番2まで | 旧  | 8.0から<br>30.0まで | 2,389.0      |    |
|              | 赤穂郡上郡町与井字大倉163番4から<br>同郡同町大持字川田190番2まで |    | 9.0から<br>58.0まで | 2,122.0      |    |
|              | 赤穂郡上郡町与井字大倉163番4から<br>同郡同町大持字川田190番2まで | 新  | 9.0から<br>58.0まで | 2,122.0      |    |

**兵庫県告示第829号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成19年7月31日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成19年7月31日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月31日

兵庫県知事 井戸 敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                   |                  |              |    |
|--------------|-----------------------------------------|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                      | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>宍粟下徳久線 | 宍粟市山崎町青木字宮川441番1から<br>同市山崎町青木字寺台520番8まで | 12.0から<br>13.0まで | 192.0        |    |

|     |                                           |                  |       |  |
|-----|-------------------------------------------|------------------|-------|--|
| 同 上 | 宍粟市山崎町青木字中ノ坪284番5から<br>同市山崎町青木字上三田324番1まで | 11.0から<br>13.0まで | 216.0 |  |
|-----|-------------------------------------------|------------------|-------|--|

## 公 告

## 私立各種学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により、次のとおり私立各種学校の廃止を平成19年7月17日に認可した。

平成19年7月31日

兵庫県知事 井戸 敏三

| 名 称        | 位 置                    | 設 置 者    | 廃止年月日      |
|------------|------------------------|----------|------------|
| 大道学園       | 神戸市東灘区御影町御影字岸本1567番地の1 | 学校法人大道学園 | 平成19年7月17日 |
| 国際コンピュータ学院 | 姫路市駅前町254番地            | 南河万佐美    | 同 上        |

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年7月31日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市古川町字野田1430番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
小野市古川町1145番地  
株式会社フクダクラフト 代表取締役 井場 紀年
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成19年7月5日  
兵庫県指令北播（建）第1-19-2号（18小野）

## 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年7月31日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称（仮称）ケーズデンキ和田山パワフル館  
所在地 朝来市和田山町枚田字スナコダ476番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ケーズホールディングス

- 代表者の氏名 加藤修一  
住所 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ヒダカ電器商会  
代表者の氏名 日下幸一郎  
住所 大阪府松原市阿保三丁目5番18号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年3月5日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,003平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の収容台数  
136台  
(2) 駐輪場の収容台数  
50台  
(3) 荷さばき施設の面積  
150平方メートル  
(4) 廃棄物等の保管施設の容量  
24立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後9時  
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後9時30分まで  
(3) 駐車場の自動車の出入口の数  
入口1箇所、出口1箇所  
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前9時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成19年7月4日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間  
(1) 縦覧場所  
兵庫県国土整備部まちづくり局まちづくり課及び但馬県民局国土整備部まちづくり課  
(2) 縦覧期間  
平成19年7月31日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先  
提出期限 平成19年12月3日  
提出先 兵庫県国土整備部まちづくり局まちづくり課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

---

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年7月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 やぶYタウン

所在地 養父市上箇153番地1

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 養父町開発株式会社

代表者の氏名 廣瀬 榮

住所 養父市小城567番地

## 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社

代表者の氏名 原田 昭彦

住所 姫路市北条口四丁目4番地

ほか8者

## (2) 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社

代表者の氏名 藤本 昭

住所 姫路市北条口四丁目4番地

ほか10者

## 4 変更年月日

平成18年6月1日

## 5 届出年月日

平成19年7月12日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び但馬県民局県土整備部まちづくり課

## (2) 縦覧期間

平成19年7月31日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成19年12月3日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫県公安委員会告示第200号

平成16年兵庫県公安委員会告示第45号（指定講習機関の指定）について、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第4条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成19年7月31日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

3中「森嘉紀」を「田中洋一」に改める。

~~~~~

兵庫県公安委員会告示第201号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家

公安委員会規則第2号。以下「規則」という。) 第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年7月31日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号業務」という。)

(2) 実施日

平成19年9月4日(火)から同月7日(金)までの4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階会議室

(4) 修了考査の実施

講習最終日は、修了考査(14問35分)を実施する。

2 受講定員

80人

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正法」という。)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者(既に、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習により、1号業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等(規則第6条第1項に規定する指導教育責任者資格者証等をいう。)の交付を受けている者を含む。)

4 受付期間等

(1) 受付期間

平成19年8月6日(月)から同月17日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで)

(2) 受付定員

80人とする。ただし、平成19年8月6日(月)については、受講対象者に該当する者のうち、申込み時において1号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者のみを対象とし、30人まで受け付けるものとする。

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)

6 申込時の提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

(2) 旧資格者証の写し

(3) 申込時において1号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者にあっては、選任されていることを疎明する書面(改正法附則第4条に規定する届出書、法第11条に規定する届出書等の写し)

7 受講手数料

23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書(警備業法令集等)

9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受付定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りのないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

社団法人兵庫県警備業協会

11 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線 3046
 - (3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166
- ~~~~~

兵庫県公安委員会告示第202号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年7月31日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級

貴重品運搬警備業務 1級及び2級

2 実施日時及び場所

(1) 実施日時

平成19年11月3日（土）午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

3 受検定員

1級、2級ともにそれぞれ30人とする。

4 受検資格

(1) 兵庫県内に住所を有する者

(2) 兵庫県外に住所を有する警備員で、兵庫県内の営業所に属しているもの

(3) 1級検定の受検を希望する者は、次のいずれかに該当するもの

ア 規則第4条に規定する2級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事しているもの

イ 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則第1条第2項に規定する2級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている警備員であって、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事しているもの

5 検定試験の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関する事。

ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

6 検定の申請手続

(1) 受付期間

平成19年8月8日（水）から同年10年5日（金）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。

ア 兵庫県内に住所地を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県外に住所地を有する警備員で、兵庫県内の営業所に属している者にあっては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 住所地を疎明する書面1通。ただし、申請者が兵庫県外に住所地を有する警備員である場合は、営業所の所在地を疎明する書面1通

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の綿の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口に持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
イ 受付期間内であっても、受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

16,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

受検票及び筆記用具

9 受検についての問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線 3046

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

兵庫県公安委員会告示第203号

平成4年兵庫県公安委員会告示第82号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正し、平成19年6月25日から適用する。

平成19年7月31日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

表5の部代表者の氏名項中「森 嘉紀」を「田 中 洋 一」に改める。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

収用委員会告示

兵庫県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成19年7月31日

兵庫県収用委員会

会長 安永正昭

1 起業者の種類及び名称

洲本市

2 事業の種類

洲本都市計画道路事業

3.5.334号物部曲田塩屋線

3.5.735号汐見線

3 裁決手続の開始を決定した年月日

平成19年7月17日

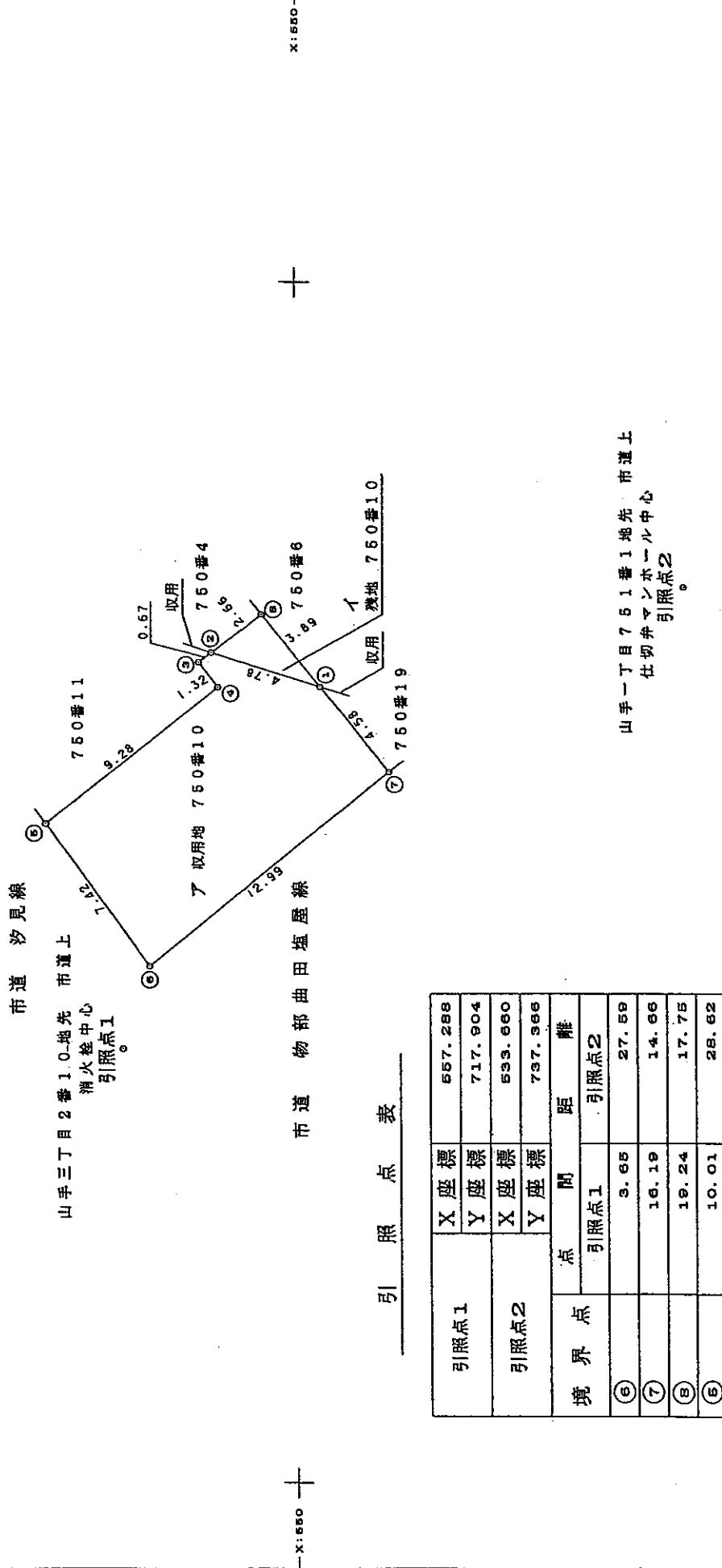
4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者			土地に関する権利を有する関係人		
所在地	地番	地目	公簿地積	実測地積	取用に係る横面	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
洲本市山手二丁目	750番10	宅地	90.32m ²	98.08m ²	92.90m ² (注)	岡 俊之 (持分5分の1) 清水ひとみ (持分5分の1) ただし、登記簿上の表示	洲本市山手二丁目3番18号 南あわじ市賀集八幡75番地	株式会社出雲西アーバン銀行 代表者 伊藤忠彦 ただし、登記簿上の表示	大阪市中央区西心斎橋一丁目2番4号	根抵当権 〔平成13年2月26日受付第1204号〕

(注) 収用に係る土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分

S=1:250 圖面測量實地用

土地の所在 兵庫県洲本市山手二丁目
地番 750番10



求積表

部分される直線で囲まれる部分

NO	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
①	548.944	733.170	5433.522870	4.78
②	563.498	734.609	3734.017547	0.67
③	554.027	734.210	-201.173540	1.32
④	553.224	733.158	4735.467522	9.28
⑤	560.486	727.388	2121.790796	7.42
⑥	556.141	721.368	-10386.977832	12.98
⑦	546.087	729.687	-5250.837639	4.56
		計	186.809724	
		面積	92.9048620	
	地	積	92.90	m ²

備考

次に各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分

No	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
⑧	661.370	736.212	3352.709448	2.66
②	663.498	734.609	-1782.161434	4.78
①	548.944	733.170	-1580.185760	3.89
		計	10.362254	
		計面積	6.1811270	
		地積	6.18 m ²	
		總計	98.08 m ²	

計
策

病院局公告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成19年7月31日

契約担当者

兵庫県立がんセンター院長 前田 盛

1 入札に付する事項

(1) 工事名

県立がんセンター熱源設備更新工事

(2) 工事場所

明石市北王子町13番70号

(3) 工事概要

工種 管工事

冷温水発生機1台取替、屋上冷却塔1台取替

冷却水ポンプ2台取替、冷温水ポンプ2台取替

(4) 施工期間

着工の日から100日間

(5) 最低制限価格

有

(6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

(7) 入札方式

制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

(8) 契約締結予定日

平成19年9月上旬予定

(9) 支払条件

ア 年割支払 無

イ 前払金 無

ウ 中間前金払 無

エ 部分払 無

オ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 無

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者で、次の要件を満たしていること。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による管工事業に係る許可を有すること。

ウ 入札参加資格者名簿における工種が管工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

オ 兵庫県東播磨県民局管内、兵庫県北播磨県民局管内及び兵庫県中播磨県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、建設業法の規定による管工事に係る経営事項審査結果の総合評定値（以下「総合評定値」という。）が、590点以上であること。

ただし、総合評定値が765点以上の者にあっては、兵庫県の建設工事入札参加者に係る資格格付要領（以下「資格格付要領」という。）第4条の規定による管工事における平均工事成績が75点以上である

こと。

なお、総合評定値に資格格付要領第4条の規定に準じて技術・社会貢献評価数値を加算又は減算した点数を総合評定値とみなす。

カ 平成4年度以降に、元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として、国、地方公共団体又はこれに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した工事で、主要熱源（冷温水発生機）容量120R T以上の設置工事の実績があること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次の(イ)又は(ア)に該当しないこと。

(ア) 本工事に係る設計業務等の受託者 株式会社 山本設計

(イ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(ウ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

コ 兵庫県発注の管工事に係る低入札価格調査工事を申込書等の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、管工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 建設業法の規定による管工事業に係る主任技術者の資格を有する者を本工事の専任で配置できること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することを認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成19年7月31日（火）から同年8月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒673-8558 明石市北王子町13番70号

兵庫県立がんセンター総務部経理課

電話番号 (078) 929-1151

5 入札参加資格確認資料の交付

(1) 交付期間

平成19年7月31日（火）から同年8月10日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。8月10日（金）は午後4時まで）

(2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

平成19年7月31日（火）から同年8月10日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式2号の2）

イ 設計図書貸与申込書（様式9号）

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

平成19年8月1日（水）から同月16日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

平成19年8月21日（火）から同月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 閲覧場所

上記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成19年8月28日（火） 午後2時から

(2) 入札及び開札の場所

明石市北王子町13番70号

兵庫県立がんセンター 2階会議室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額

（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする

ので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望

金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

- キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。
- ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

- コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、すべての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

- サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）
 - (イ) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となったもの以外の者

(6) 無効とする入札

- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。
- ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

- ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

- ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。
- エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。

ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出方法は、以下によること。

(ア) 持参による場合

工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入する。

(イ) 郵送による場合

配達記録が残る書留郵便等によるものとし、持参による場合と同様に工事費内訳書を封入した封筒をさらに郵送用の外封筒に封入し、外封筒には入札参加者名及び入札公告に示す提出先の部局・課室名を明示する。

- オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積ること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

- カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、あて名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

- キ 入札書は、上記8(1)の日時に、上記8(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

- ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。

- ケ 入札を希望しない者には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

- (1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

- (2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日から2日以内（兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く）に提出すること。
- ア 提出部数
1部
- イ 提出資料等
- (ア) 配置予定技術者の資格
入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。
なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。
- (イ) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係
入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。
- a 建設業の許可
許可に係る通知書の写し
- b 経営事項審査結果
建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し
- c 設計業務受託者関係
本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し
- (ウ) 同種又は類似の工事の施工実績
入札参加資格があることを判断できる同種又は類似の工事の施工実績を、様式5号に記載すること。
なお、記載件数は代表的な工事3件以内とし、平成4年度以降に工事が完成し、その引渡しが完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似工事であることが確認できる書類を添付すること。
- ウ 提出方法
上記4(2)の場所に持参する。
- エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。
- オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。
- カ 提出された資料は返却しない。
- キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められたものは、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。
- ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。
ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。
この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に關係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県立がんセンターが作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。
- (2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県（県立がんセンター）を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (4) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。